

## 人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

## 雇用促進税制の開始

＜雇用を増やした企業に対する税制優遇制度＞

発行元：社会保険労務士 山口事務所  
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-7-5  
 ヒロビル2F  
 TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763  
 E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp  
 URL：http://www.ys-office.co.jp

平成23年6月に税制改正法案が成立し、雇用促進税制がスタートしました。雇用促進税制とは、前年度より雇用保険被保険者（以下、雇用者）を一定数以上増やした場合に法人税（または所得税）の税額控除の適用が受けられる制度です。今回は、雇用促進税制をテーマに取り上げ、制度の概要ならびに適用を受けるまでの手続きの流れ、注意点等を解説します。

## 1. 雇用促進税制の概要

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まる各事業年度において、当期末の雇用者数が前期末と比べて、2人以上（大企業は5人以上）及び10%以上増加している場合に、増加した雇用者数1人当たり20万円の法人税（個人事業主は所得税）の控除を受けることができます。

（例）雇用者数が前期末時点の30人から、当期末時点で36人に増えた場合（中小企業）

- ・当期末36人－前期末30人＝6人増 $\geq$ 2人 → クリア
- ・増加数6人 $\div$ 前期末30人＝20% $\geq$ 10% → クリア

↓

増加数6人 $\times$ 20万円＝120万（税額控除）

なお、税額控除は、当期の法人税額の20%（大企業は10%）が上限となります。個人事業主は平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年が対象です。

## 2. 対象事業主の要件

- (1) 青色申告書を提出する事業主であること  
→ 設立年度は対象外です。
- (2) 前年度ならびに適用年度において、会社都合離職者を出していないこと  
→ 「前年度」も含まれることに注意してください。なお、この場合の会社都合離職者は雇用保険被保険者のみを指します。雇用保険に加入していないアルバイト等を解雇した場合は、対象外とはなりません。
- (3) 適用年度に雇用者数を2人以上（大企業5人以上）及び10%以上増加させていること  
→ 雇用保険に加入していないアルバイトや使用人兼務役員等はカウントされません。なお、新規雇用についてはハローワーク経由で、といった制限はありません。
- (4) 給与等の総支給額が前期に比べて一定額\*以上増加していること  
\* 前期の給与総額 $\times$ 雇用者増加割合 $\times$ 30%

（例）雇用者数が前期末10人から当期末12人に増え、給与総額が5,000万円から6,000万円に増えた場合  
 5,000万円 $\times$ (2人 $\div$ 10人) $\times$ 30%＝300万円  
 6,000万円 $\geq$ 5,000万円+300万円 → クリア

## 3. 確定申告までの手続きの流れ

## I 事業年度開始時に「雇用促進計画」を提出

事業年度開始後2ヶ月以内に本社管轄のハローワークへ（支店等も含めて）、雇用者数の目標増加数等を記載した雇用促進計画を提出します。記載項目が少なく、作成に事務負担のかかる書類ではありません。なお、この計画書は事業年度終了時に再度使用しますので、ハローワークから控えが戻ってきたら大切に保管しておいてください。

8月1日よりハローワークにて計画書の受付を開始しています。なお、法案成立が遅れたこともあり、平成23年4月1日から8月31日までに事業年度を開始した法人は、特例で平成23年10月31日まで受付が認められます。

## II 事業年度終了時に計画の達成状況を報告

事業年度終了後2ヶ月以内（個人事業主は3月15日まで）に本社管轄のハローワークへ雇用促進計画の達成状況を報告します。ハローワークへ提出後、控えが戻るまで2週間から1ヶ月程度期間を要する見込みです。確定申告期限に間に合うよう、事業年度終了後、早めに書類を提出することが必要といえます。

## III 確定申告

IIでハローワークに提出した書類（「雇用促進計画-1」）の写しを確定申告書等に添付して税務署へ申告します。

## 4. その他の留意点

上記IIの達成状況の確認の際、雇用保険資格取得手続きがもれていると、増加対象者としてみなされませんので、適用期間中は雇用保険の手続きを迅速に行うことが必要です。また、適用期間中に合併、会社分割等の企業再編により、雇用者数が増加（または減少）した場合は、当該年度中の増減にはカウントしません。合併・分割等以外の事由で、新規に雇用者数を増やすことが必要となります。

詳しくは山口事務所までお問い合わせください。

## — 今月の主な労務・税務関連手続き —

- ・雇用促進計画の受付開始（8月1日より）
- ・個人事業税の納付（第一期分、8月31日まで）

## ● コラム ●

先日、ある経営者団体の会合で、レストランチェーン・サイゼリヤの人事担当役員のお話を聞く機会がありました。サイゼリヤの企業理念や30年で通算1,000店舗目を開店するまでの歩みについて聞きました。質疑応答時、給料に見合う働きができない社員の処遇をどう考えればよいか、との質問に対し、「条件を下げるのではなく、こちらが支払う給料に見合うレベルになるよう教育投資を行う」との答えが一番響きました。（山口）